

特定非営利活動法人 富士山世界遺産国民会議
役員報酬規程

第1条（目的）

この役員報酬規程（以下「規程」という。）は、特定非営利活動法人富士山世界遺産国民会議（以下「法人」という。）の定款第19条にもとづき、役員報酬等に関して必要な事項を定める。

第2条（報酬等の支給）

法人は、常勤及び非常勤にかかわらず役員に報酬は一切支給しない。

- 2 前項にかかわらず、法人は、役員がその職務を執行するために要した旅費等の実費を支給することができる。

第3条（決定方法）

この規程の実施に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

この規程は平成27年2月16日より施行する。

特定非営利活動法人 富士山世界遺産国民会議
職員給与規程

第1章 総 則

第1条（適用範囲）

この給与規程（以下「規程」という。）は、特定非営利活動法人富士山世界遺産国民会議（以下「法人」という。）の定款第41条により設置する事務局に勤務する、法人が直接雇用する職員の給与について必要な事項を定める。

第2条（給与の構成）

給与とは、法人が職員に支払う給与及び賞与のことをいう。

2 前項の給与の構成は次のとおりとする。

- ①基本給
- ②時間外、休日、深夜労働の手当
- ③通勤手当

第3条（給与計算期間および支払日）

前条2項に定める給与は、毎月1日から末日を締め切りとした期間について計算し、当月25日に支払う。ただし、給与のうち時間外、休日、深夜労働手当については、前月1日から末日を締め切りとした期間について計算し、翌月25日に支払う。なお、当該支払日が休日の場合は、原則としてその前日に支払う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、職員（①については職員の遺族）の請求により、支払日の前であっても既往の労働に対する給与を支払う。

- ①職員が死亡したとき
- ②職員が退職し、または解雇されたとき
- ③職員またはその収入によって生計を維持する者が、結婚し、出産し、疾病にかかり、災害を受け、または職員の収入によって生計を維持する者が、死亡したため、その費用を必要とするとき
- ④職員またはその収入によって生計を維持する者が、やむを得ない事由によって1週間以上にわたって帰郷するとき
- ⑤その他前各号に準ずるやむを得ない事由があると法人が認めたとき

第4条（支払方法）

給与は、通貨で直接職員にその全額を支払う。ただし、法令で定められた社会保険料および税、労使協定を締結したもの等については、給与を支払うときに控除する。

- ①健康保険料
 - ②厚生年金保険料
 - ③雇用保険料
 - ④源泉所得税
 - ⑤住民税
 - ⑥法人からの貸付金の返済分（職員の申出による。）
 - ⑦その他必要と認められるもので職員代表と労使協定を締結したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、法人は、職員の同意を得て本人名義の金融機関の口座に給与を振り込むことができる。

第5条（遅刻、早退、10日以下の欠勤等の場合の給与控除）

給与計算期間内において、遅刻、早退、10日以下の欠勤等により業務に従事しなかった時間がある場合は、次の計算式により求めた欠勤時間に対する給与を控除する。

$\frac{\text{基本給} \times 12 \text{ ヶ月}}{1,960 \text{ 時間 (年間所定労働時間数)}} \times \text{欠勤時間数}$
--

第6条（11日以上欠勤等、中途採用、中途退職の場合の給与計算）

給与計算期間内において、11日以上欠勤等、中途採用、中途退職がある場合は、次の計算式により求めた出勤時間に対する給与を支給する。

$\frac{\text{基本給} \times 12 \text{ ヶ月}}{1,960 \text{ 時間 (年間所定労働時間数)}} \times \text{出勤時間数}$
--

- 2 死亡の場合には、その月の給与は全額支給する。

第7条（臨時休業中の給与）

法人の都合により、職員を所定労働日に休業させた場合は、休業1日につき労働基準法に規定する平均賃金の6割に相当する休業手当を支給する。

- 2 1日の所定労働時間のうち一部を休業した場合で、その日の労働に対する給与が前項の額に満たない場合は、その差額を休業手当として支給する。

第2章 基本給

第8条（基本給）

基本給は、欠勤等をした場合に業務に従事しなかった分の控除を行う日給月給制と

する。

- 2 基本給は、職員の能力、経験、学歴、勤務成績等を勘案して個別に決定する。
- 3 職員の業務内容等に変更があった場合は、職員と協議のうえ、基本給を変更することがある。

第9条（基本給の改定）

法人は、毎年1月1日（以下「改定日」という。）に法人の業績、および職員の能力、勤務成績等を考慮して、法人は基本給の改定を行い、当月分から実施する。ただし、法人の業績等によっては改定の額を縮小し、または見送ることがある。

- 2 法人は、職員が次の各号のいずれかに該当するときは、基本給の改定を行わないことがある。
 - ①改定日直前1年間の欠勤時間数（休職期間を含む。）が50労働日に相当する時間を超えたとき
 - ②懲戒処分を受けたとき
 - ③著しく能力が低く、勤務成績、勤務態度が不良のとき
 - ④改定日直前の勤続が6ヵ月未満のとき
- 3 法人が業務上の必要があると認めるとき、もしくは職員の労務提供状況の変化により必要があると認めるときは、随時、法人は給与を改定することがある。

第3章 手当

第10条（時間外、休日、深夜労働の手当）

法定の労働時間を超えて労働した場合は時間外労働手当、法定休日に労働した場合は休日労働手当、深夜（午後10時から午前5時まで）に労働した場合は深夜労働割増を、次の計算式により支給する。

時間外 労働手当	$\frac{\text{基本給} \times 12 \text{ ヶ月}}{1,960 \text{ 時間 (年間所定労働時間数)}} \times 1.25 \times \text{月 45 時間までの時間外労働時間数}$
休日 労働手当	$\frac{\text{基本給} \times 12 \text{ ヶ月}}{1,960 \text{ 時間 (年間所定労働時間数)}} \times 1.35 \times \text{法定休日労働時間数}$
深夜 労働割増	$\frac{\text{基本給} \times 12 \text{ ヶ月}}{1,960 \text{ 時間 (年間所定労働時間数)}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$

第11条（通勤手当）

通勤手当は、通勤のために常に公共の交通機関を利用するとき、又は通勤距離が片道2km以上であり自転車等を利用するとき、その通勤に要する費用を補助する目的により月額で次の各号のとおり支給する。

- ①公共の交通機関 1ヵ月定期券相当額（非課税限度額まで）
- ②自転車等 2,000円

- 2 通勤の経路は、法人が認める合理的および経済的な通常の経路とする。
- 3 第1項にかかわらず、10日以下の欠勤等により業務に従事しなかった日がある場合は、次の計算式により求めた額を月額の通勤手当から控除する。

$\frac{\text{月額の通勤手当}}{(365日 - 120日) / 12} \times \text{欠勤日数}$
--

- 4 第1項にかかわらず、11日以上欠勤等、中途採用、中途退職の場合は、次の計算式により求めた額を通勤手当として支給する。

$\frac{\text{月額の通勤手当}}{(365日 - 120日) / 12} \times \text{出勤日数}$
--

第4章 賞与

第12条（賞与）

賞与は原則として、毎年6月25日及び12月25日に職員の勤務成績を査定して決定し、支給する。ただし、法人の事業の業績によっては、賞与の額を縮小し、または見送ることがある。

- 2 賞与の算定期間は次のとおりとし、支給対象者は賞与の支給日に在籍する職員に限るものとする。

賞与名	算定期間
夏季賞与	前年12月1日から5月31日
冬季賞与	6月1日から11月30日

附則

この規程は平成27年2月16日より施行する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人富士山世界遺産国民会議	事業年度	H31年1月1日～R元年12月31日
-----	----------------------	------	--------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員会費収入（31社・者）	310,000円
一般寄附金収入	33,670,000円
基金寄附金収入	18,863,452円
物品寄附等収入	1,800,000円
実費弁償金収入	2,511,000円
雑収入	10,000円
受取利息	1,534円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	57,165,986円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
	円
該当なし	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

該当なし

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	貸 付 年月日	対 価 の 額	譲渡資産の内容等
				円	
		該当なし		円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	役務の提 供年月日	対 価 の 額	役務提供の内容等
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	年間	7,714,618 円	広告、CM放送
			R1. 8. 29 他	167,055 円	評議員会出席・助言
			H31. 3. 11	9,168 円	出張旅費等
			H31. 2. 25 他	892,942 円	出張旅費・会場費等
			年間	308,499 円	出張旅費等
			R1. 5. 22	10,800 円	インタビュー謝礼
				円	
				円	
				円	
				円	

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 富士山世界遺産国民会議	チェック欄
-----	-----------------------	-------

<p>3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</p> <p>(1) 役員及びその親族等</p> <p>(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること</p> <p>ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</p> <p>ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</p>	○
---	---

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉓	31年1月1日～元年12月31日	16人	0人	%	3人	18.7%
㉔	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉕	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉖	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉗	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。
- (注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。
- (例) 33.333...% → 33.3%

ロ

各社員の表決権が平等である	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表 (第3表) は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input checked="" type="radio"/> はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に正会員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉓」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉓」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉓」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉓」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 富士山世界遺産国民会議	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		16人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		3人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況					就任・退任年月日	
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕		特請
青柳 正規		理事		○						平成29年2月23日就任
高階 秀爾		理事		○						平成18年1月6日就任
野口 英一		理事		○						平成18年1月6日就任
大石 剛		理事		○						平成29年2月23日就任
遠谷 信幸		理事		○						平成31年2月23日就任
小田 全宏		理事		○						平成18年1月6日就任
堀内 光一郎		理事		○						平成18年1月6日就任
山内 豊彦		理事		○						平成18年1月6日就任
高野 友梨		理事		○						平成26年2月18日就任
蓑田 秀策		理事		○						平成26年2月18日就任
分林 保弘		理事		○						平成26年2月18日就任
西村 幸夫		理事		○						平成27年2月23日就任
大室 真生		理事		○						平成28年6月25日就任

原田 幸博		理事	○						平成 28 年 4 月 1 日就任 平成 31 年 4 月 30 日退任
甲田 吉孝		理事	○						平成 30 年 7 月 1 日就任
八巻 信也		理事	○						令和元年 5 月 1 日就任
太田 孝昭		監事	○						平成 18 年 1 月 6 日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 富士山世界遺産国民会議		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金出納帳	エクセル使用 ルーズリーフ	毎日	10年
仕訳日記帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	月末	10年
総勘定元帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	月末及び決算時	10年
寄附金台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	適宜	10年
減価償却資産集計表	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	決算時	10年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 富士山世界遺産国民会議	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		○

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉) (ハ及びニ)」の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 富士山世界遺産国民会議		チェック欄
5	次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		○
	イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。			
		同	意
		<input checked="" type="radio"/> する	<input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し		

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 富士山世界遺産国民会議
-----	-----------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
a	b	c	d	e
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
○					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
a	b	c	d	e	申請時
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
㊦ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。					

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄
事業年度	設立年月日

(注意事項)

- 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 富士山世界遺産国民会議	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人 (認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		○

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>

2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	----------------------------------	---

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---------------------------	---

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---	---

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ